

1. 議事日程

〔平成25年第2回安芸高田市議会6月定例会第16日目〕

平成25年 6月28日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第52号 平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）
日程第3 議案第53号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第4 議案第54号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第55号 平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第56号 安芸高田市職員の給与の臨時特例に関する条例
日程第7 議案第57号 安芸高田市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例
日程第8 議案第58号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第9 発議第5号 教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について
日程第10 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

2番 玉井直子 3番 久保慶子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	沖 野 文 雄
企 画 振 興 部 長	竹 本 峰 昭	市 民 部 長	新 川 昭 夫
福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	武 岡 隆 文	産 業 振 興 部 長	清 水 勝
産 業 振 興 部 特 命 担 当 部 長	小 田 忠	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	西 原 裕 文
教 育 次 長	沖 野 和 明	消 防 長	久 保 高 憲
会 計 管 理 者	森 川 薫	八 千 代 支 所 長	叶 丸 一 雅
美 土 里 支 所 長	高 本 修	高 宮 支 所 長	藤 井 静 雄
甲 田 支 所 長	秋 重 正 義	総 務 課 長	杉 安 明 彦
行 政 経 営 課 長	西 岡 保 典	政 策 企 画 課 長	山 平 修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	外 輪 勇 三	事 務 局 次 長	山 中 章
総 務 係 長	森 岡 雅 昭	主 任	大 足 龍 利

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開会

○塚本議長 皆さん、おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
1点、監査委員より平成25年5月分の例月出納検査の結果についての報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○塚本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。  
続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長 秋田雅朝君。

○秋田議会運営委員長 おはようございます。  
議会運営委員会報告を行います。  
本日の会議の運営につきまして、去る6月18日、6月26日及び6月27日に議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、報告いたします。

追加案件となる、「議案第56号」から「議案第58号」及び「発議第5号」の4件の取り扱いについて協議を行い、「議案第56号」及び「議案第57号」を一括議題とし、提案理由説明後、質疑、討論、採決を行います。

続いて、「議案第58号」及び「発議第5号」は、それぞれ提案理由説明後、質疑、討論、採決を行います。

以上、報告を終わります。

○塚本議長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

○塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において2番玉井直子さん、及び3番 久保慶子さんを指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第52号 平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

日程第3 議案第53号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第54号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予

算（第1号）

日程第5 議案第55号 平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

○塚本議長 日程第2、議案第52号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件から、日程第5、議案第55号「平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの4件を一括して議題といたします。

本案4件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長 予算決算常任委員会の委員長報告をいたします。

平成25年6月13日付で、予算決算常任委員会に付託のありました、議案第52号から議案第55号までの4件の補正予算審査の結果について報告いたします。

付託されました議案について、6月14日に委員会を開き、市長、副市長及び教育長、並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第52号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入・歳出予算総額に、それぞれ2億6,962万5,000円を追加し、予算総額を212億2,862万5,000円とするもので、経済対策として国の平成24年度補正予算（第1号）で措置されることが決定している「地方の元気臨時交付金」を充当する事業、並びに過去に建設した施設にかかる国庫補助金の返還金などが主なものとなっております。

この「地方の元気臨時交付金」は、平成24年度の国の補正予算（第1号）に計上された補助事業の中で、本市が該当する事業費から補助金等を差し引いた、地方負担額の約8割相当分を地方単独事業の財源として交付されるもので、充当可能な事業については、平成25年1月12日以降に、平成24年度予算または平成25年度予算に計上された事業とされており、本市においては、平成25年度当初予算において、既に4,500万円が計上されており、今回の補正予算で1億7,400万円の歳入の追加が提案されました。

歳出においては、高速バス美土里バス停の駐車場整備工事費、太陽光発電システムの庁舎屋上設置工事費、子ども子育て新制度に係る市町村事業計画書作成事業経費、八千代ふるさと農園に係る国庫補助金返還金、吉田町福原地区・横見地区の農道舗装工事費、市道10路線の改良工事費、国際交流に係る中学生海外派遣事業費について、それぞれ増額予算が提案されました。

審査にあたっては、各委員が、「地方の臨時交付金」の使途に係って、交付金の趣旨にそった予算計上であるか、緊急性のある予算計上であるか、市にとって本当に必要なものであるかなど、活発な議論がなされ、特に、庁舎屋上への太陽光発電システム設置工事の補正については、費用対効果の観点から設置への疑問の声も聞かれる中、市が進める環境行

政の一環として、市の積極的な姿勢を示すものとして、再生可能エネルギーの「見える化」による工夫や「環境教育の促進」を図りながら市民への普及啓発を行うことを確認しました。

また、八千代ふるさと農園施設の国庫補助金返還金は、基金を取り崩しての予算計上でありましたが、返還後の施設の活用について、維持管理費も含めた明確な方向性を確認しました。

次に、議案第53号「平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」から議案第55号「平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」までの3件の補正予算については、各会計とも東広島高田道路の改良工事に係る管路移設工事費の増額が主な内容でありました。

各会計の歳入・歳出それぞれ慎重に審査し、補正額・補正内容等、適正であると判断し、議案第52号から議案第55号までの4議案について、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○塚本議長 これをもって委員長の報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
これより、本案4件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、採決を行います。

議案第52号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件から、議案第55号「平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの4件を一括して、起立により採決いたします。

本案4件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案4件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 賛成多数であります。よって、本案4件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第56号 安芸高田市職員の給与の臨時特例に関する条例

日程第7 議案第57号 安芸高田市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例

○塚本議長 日程第6、議案第56号「安芸高田市職員の給与の臨時特例に関する条例」の件、及び日程第7、議案第57号「安芸高田市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例」の2件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

議案第56号「安芸高田市職員の給与の臨時特例に関する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、国からの要請を受けて職員の給与の削減を行うものであります。市長としての思いは、国の給与削減は2年間の限定的なものではございますが、本市では、合併後から行政改革に取り組み、独自の給与カット及び職員の削減を行ってまいりました。国に先駆けて、大幅な削減努力をしてきたにもかかわらず、そのことを考慮せず固有財源である地方交付税を通して一方的に削減を求めることは、地方の自主性・自立性を阻害するものであり、大変遺憾に感じておるところでございます。

しかしながら、地方交付税削減は、本市の行政経営に支障を及ぼすことから、これまで行った給与減額特例措置の実施状況を考慮し、職員の給与の臨時特例を行うものであります。

なお、職員団体とは、6月12日に行った交渉において協力の承諾を得ております。

続いて、議案第57号「安芸高田市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について」提案理由の御説明を申し上げます。

議案第56号により、職員の給与の臨時特例による減額を提案することから、市長において15%、副市長及び教育長について10%の給与を減額する臨時特例を行うものであります。以上、よろしく御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○塚本議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 説明資料を御用意いたしておりますので、お開きをいただきたいと思っております。

1ページ目をお願いいたします。国における給与の臨時特例措置をまとめております。

一般職につきまして本省の課長、室長相当職以上、10級から7級まで9.77%の減額、以下6級から3級まで7.77%の減額、係員級4.77%の減額、以下、表に示しておるとおりの国の実施状況となっております。

2ページをお願いいたします。国の要請により給与の特例措置を行った場合の減額見込の額をまとめております。

当初予算ベースで出しております。国の平均減額率7.8%をかけた金額は、1億5,252万円の減額となる見込みでございます。

3ページ目をお願いいたします。本市において国に先駆けて行った総人件費を中心とした行政改革努力ということでまとめております。

上の表をごらんいただきたいと思っております。合併後の平成17年度から平

成21年度まで5年間、給与の減額を行っております。実施額は、総額で3億5,074万6,000円の給与抑制を行った状況となっております。

中ほどから下をごらんいただきたいと思います。平成18年度に給与構造改革を行いました。一番下の左側の表をごらんいただきたいと思いません。見直しの内容ですが、これまで公務員の給与は全国一律に決められておりました。このため、左側の北海道、東北のいわゆる賃金水準が低いとされておる地域におきましては、民間より公務員のほうが高いという現象がございました。一方で、大都市の東京都などは調整手当を支給しておりましたが、民間が公務員を上回るという現象がありました。これを改善するために、右側の見直し後で一律4.8%の給与の削減を行いました。これにより、いわゆる北海道、東北の平均賃金に合わせたわけです。これにより、浮きました原資をいわゆる大都市の民間の給与が高いというところに地域手当として東京都で18%の加算を行ったということでございます。

安芸高田市は地域手当の支給要件の地域ではありませんので、国は浮いた原資を地域手当に回しましたが、安芸高田市は実質4.8%の給与の減額を行ってきているという状況でございます。本年度の当初予算と比較いたしますと、約1億2,500万円。平成18年度以降、毎年1億円以上の削減を行ってきているという内容となっております。

4ページは、職員の削減状況を取りまとめております。

続けて、5ページをお願いいたします。これは全国市長会がまとめた資料です。いわゆる地方は平成13年度から10年間で約13万人の削減を行ってきております。国は、2.8%減の削減しか行っていないという表が上の表でございます。総人件費につきましても、平成23年度において約1.6兆円の削減を行っておる、累計で9.8兆円の削減を行っておるというものをまとめたものでございます。

6ページの下のスプレッドシートの限界というところをごらんいただきたいと思いません。先ほど給与の構造改革で説明いたしましたとおり、地域手当の支給要件のことを書いております。国は削減した金額を地域手当で支給しておりますが、地方においては実質の減額になっておるということを①で書いております。②は、国は指定職などを除いて算出していますが、地方は部長級までという矛盾を書いておるものでございます。③につきましても、小規模は自治体と大きな国との比較はおかしいのではないかとこのことをまとめております。

7ページをごらんいただきたいと思いません。これにつきましては、地方の財政自主権を侵すような措置を取ることがないようにということで、広島県の市長会の会長が国に対して要望したものを付けております。

8ページをごらんいただきたいと思いません。安芸高田市が行う臨時特例措置についてまとめております。上段の事由につきましても、先ほど市長が提案理由で申し上げたとおりでございます。一般職につきましても、課長級以上8%、係長・専門員6%、係員級3%、期末勤勉手当、臨

時職員については削減をしない、管理職手当などにつきましては削減に連動することを書いてございます。特別職につきましても、市長15%、副市長・教育長10%、期末手当につきましては、職員・一般職と同様に削減しないことといたしております。また非常勤特別職につきましても削減を行わないことといたしております。削減見込み額ですが、8,549万1,000円、当初予算ベースで削減できるものと考えております。

9ページをごらんいただきたいと思います。字が小さくて申しわけないんですが、これは広島県内の各自治体が行う給与の臨時特例の実施状況をまとめておるものでございます。後ほど御一読いただければと思います。9ページ目が本市の月例給の構成状況をまとめております。いわゆる国の給料表に基づきまして給料を定めておるということで、国の7級の室長級を本市の部長級の給料表に適応させておるという内容となっております。

次に条例内容の御説明をいたします。

議案第56号をお願いいたします。第1条第1項は給与条例に規定されております行政職給料表及び消防職給料月額について、下段の表に掲げる支給減額率により減額することを定めております。

2ページをお願いいたします。第2項は月例給以外の手当、地域手当、管理職手当、管理職特別勤務手当についても支給減額率により減ずることとしております。第3項は1時間あたりの給与額についても支給減額率により減ずることとする規定でございます。

第4項は高齢者層の給与抑制のために、55歳に達した管理職は給料月額、期末手当、勤勉手当から100分の1.5を減じておりますが、この額から支給減額率により減額することを定めております。

3ページをごらんください。第5項は期末勤勉手当及び退職手当については減額の対象としないことを定めるものです。第2条は安芸高田市職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例に引用されている部分の文言整理でございます。第3条は一般職の任期付職員に対しても同様の6%減額の措置を講ずるものです。現在、一般職の任期付職員は採用いたしておりません。

4ページをお開きください。第4条は安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に引用されている部分の文言整理でございます。第5条は、減ずることとされている額を算定する場合の端数計算の方法を定めたものです。附則第1項は、施行日を交付の日の属する月の翌月の初日からとするもので、7月1日を想定いたしております。附則第2項は、この臨時特例は平成26年3月31日までとするものです。附則第3項は各自治体により対応が異なるため、他の自治体からの派遣受け入れ職員については調整が行われることを定めたものでございます。

続きまして、議案第57号をお願いいたします。第1条、第2条につきましては、市長、副市長、教育長について減額率を定めたものです。

第3条は期末手当は削減の対象としないことを定めたものでございま

す。

2ページをお願いいたします。附則の第1項は同じく公布の日の属する月の翌日7月1日を想定とした施行日を定めるものでございます。第2項は失効として、来年の3月いっぱいをもって効力を失うことを定めたものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
5番 前重昌敬君。

○前重議員 2点ほどお伺いをいたします。
まず1点目、今回のこの削減におきます安芸高田市としての減額率ですね。この根拠をまず説明いただきたいと思います。

それと第2点目に、こうした交付税の削減が一方的に国から行われてくるといふ形について、この交付税法の第17条4に、「地方団体は交付税の額の算定方法に関し総務大臣に対し意見を申し出ることができる」という明文がございます。こうしたことにつきまして、安芸高田市として今後こうした削減を行うことによる行動ですね。こちらで一方ではそういう要請があつとるといふことの中で、どういう動きをされるか、2点お伺いをいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。
総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 まず削減率の根拠であります。当初、職員団体には国が定める率と同額の率を提案いたしました。その後、各県内の各自治体の妥結状況が出てまいりました。本市とラスパイレス指数を同じくする東広島市が本日提案しておる率で妥結したということでございます。それらの状況を総合的に勘案いたしまして、同じ率で職員団体と交渉し承諾を得たということになります。

もう1点の地方税法に関する要望でございますが、前段では県の市長会が既に市長会の会長、広島市長が行っておるところでございます。今後は、市長会などにおきましても市長が十分協議されながら、対策を講じられるものと考えております。以上でございます。

○塚本議長 ほかに質疑はありませんか。
5番 前重昌敬君。

○前重議員 まず1点目の削減の根拠につきましては理解をしています。
2点目でございます。御承知のように、近隣市につきましては市独自での意見書を提出するというのも聞いております。その辺も含めて今後そうした意見書は出す方向性はないか、再度確認をいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 このことにつきましては、我々地方自治の根幹にかかわる問題なので、市長会としても重く受けとめ、市長会としても今度どうするかというのは方向性を出していきたいと思っております。

先ほども文章の中でもいわゆる抗議文を1回は出してるんですけど、今後またみんなで市長会として動いていきたいと思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本議長 ほかには質疑はありませんか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案2件は委員会への付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより本案2件に対する討論を行います。討論はありませんか。
討論がありますので、これより本2件を個別に討論、採決を行います。
まず議案第56号「安芸高田市職員の給与の臨時特例に関する条例」の
件に対する反対討論の発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 12番、宍戸邦夫でございます。

このたびのこの条例案について反対し、討論をさせていただきます。
現在の国の社会情勢は円安による原油価格、穀物価格の高騰、これら
と関連するあらゆる食料品の値上げ、各種の輸入品の価格高騰、また電
気料金の値上げも近々行われると新聞、テレビで報道されています。

しかし、賃金や所得が上がらない中、国民生活への影響が次第に大き
くなってきています。このままの状態が続けば、来年度からの消費税の
大増税も相まって、労働者、年金受給者などの生活を直撃、圧迫するこ
とになるのは間違いないと思います。

こうした中、今回の国による臨時特例を地方財政計画や地方交付税に
反映させたことは臨時的対応だとしても、さらに次年度以降、恒久的に、
交付税減額となる可能性があり、このことは自主財源に乏しく地方交付
税に頼らざるを得ない本市にあっては今後の行財政の経営に大きく影響
するものであります。

また国は、今回の措置はあくまで臨時的かつ要請であるというものの、
本来地方公共団体固有の財源である地方交付税を使って兵糧攻めの形で
一方的に特定の方角へ地方を誘導することは、地方交付税制度の理念と
は相反し、その根幹を大きく揺るがすものでもあります。地方自治の危
機とも言えます。

こうした背景の下で上程された今回の条例案に反対の理由を述べます。

まず1点目、安芸高田市は県からの事務移譲などこれまで以上に事務
は複雑、多岐にわたっており、増大しているにもかかわらず国に先駆け
独自に職員数とも相当な人件費削減を計画的に進めてきていること。

2つ目、このたびの特別職を含む市職員の給与減額は、来年3月前まで
の期間限定であるものの、次年度においても引き続き今回のような国に
よる理不尽な措置が取られないという保障はなく、継続的に地域経済、

特に地域民間賃金に大きく影響するものと思われ、安芸高田市全体の地域活力の低下につながる恐れがあること。

以上、2点をもって反対をいたします。なお、執行部におかれましては、このたびの条例案の上程は苦渋の選択、決断だとも十分推察いたします。私は安芸高田市のさらなる発展と市民生活の向上、また流した汗が報われるまちにするために、このたびの条例案に反対し、討論といたします。以上です。

○塚本議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんか。
(賛成討論なし)

○塚本議長 賛成討論なしと認めます。
反対討論がありますので、発言を許します。
14番 秋田雅朝君。

○秋田議員 この議案第56号、57号も次にやられるんですが、一緒ですけれども、職員の給与に関する臨時特例に関する条例に対し反対をいたします。
理由といたしまして、今説明資料でるいろんな内容的な説明をいただきました。まず1点目、国のほうは地方交付税を減額してきているわけですが、まずその減額された中で執行部のほうのことを考えてみますと、恐らく市民サービスの低下には至らないようにするということを念頭に考えられ、なおかつそうした見解の中では給与削減のほうへ目がいったというふうな認識で私はおります。それは、あくまでも市民サービスの低下を防ぐであったり、またそのことが先ほど宍戸議員からもございました、地域の活性化への減退にもつながるといふ、職員の給与が基準になるといふ考えから、そういったところにつながるといふ思いがございます。

1点目に国における給与の臨時特例措置においては、その他の項で地方公務員の給与については自主的かつ適切に対応とございます。先ほど苦渋の選択ということもございましたが、そういった意味でこういった給与の削減のほうに至られたんだということは認識いたします。

ラスパイレス指数の資料もここに出しております。当然、例えば、新聞で見たんですが、島根県のほうのように107とか108あるようなところは当然削減は考えられますが、うちのように97、98%の中で東広島と一緒にだといふ説明もいただきましたが、そうしたところが削減していくといふことは大変厳しいことだといふふうに私も認識いたします。

それから、最初、市長のほうの提案理由の説明でございますが、るる8ページに書いてございますが、最終的に地方交付税の削減が本市の行政経営に支障を及ぼすことからこれまで行った給与減額等措置の実施状況を考慮して減額するといふことの説明も理解いたします。

ただ、私今度は個人的に意見がございまして、いろいろ私たちのほうの、議会のほうの削減のほうの報道もございました。私も後援会を含め市民の皆様方からいろいろと御意見を賜りました。賛否両論ございました。でも結局、執行部がきょうこれを可決すれば、削減するといふ形の

中で議会はしないというような形は、それは両輪として今から市民のためにやっていくためには、少し矛盾があるのではないかという御意見も賜りました。そこにこだわるわけではございませんが、であるならば、私は職員のほうの方の給与削減も別な形で、よその県ではこれ地方の防災等、あるいは災害復旧等に使われるという国の説明ですが、曖昧な使い方なので削減をしないでもひょっとしたら違う形でもっとそういう形の使い方ができるのではないかと。きょう提案すればいいんですけど、それは思い浮かびませんが、そういった使い方方も考えていけば、それは市民に対しての一つの答弁に近いところになるんじゃないかという思いがします。るるまとまりがつかない討論をいたしておりますが、基本的には、職員、議員ともに同じ方向に進むという、私個人はそういう考えでこの件については反対いたしたいと思えます。以上で討論を終わります。

○塚本議長 ほかにも反対討論はありませんか。
(反対討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第56号「安芸高田市職員の給与の臨時特例に関する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第57号「安芸高田市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。
討論がありますので、これより反対討論を行います。
12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 12番、宍戸邦夫でございます。この件につきましても、先ほど職員の給与の臨時特例に関する条例の反対討論と同じく、これは安芸高田市の経済力の低下、活性化の低下につながるということで、先ほど申し上げました討論の内容と、反対討論の理由と同じく反対をいたします。終わります。

○塚本議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。
(賛成討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。次に反対討論はありますか。
(反対討論なし)

○塚本議長 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第57号「安芸高田市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第58号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理  
条例の一部を改正する条例

- 塚本議長 日程第8、議案第58号「安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第58号「安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について」、提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、土師ダム周辺環境施設に複合型遊具を加えるものであります。  
所在地は八千代町土師ダム、のどごえ公園内で、7月7日の日曜日、オープニングセレモニー終了後に供用開始を予定しておるものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。
- 塚本議長 この際担当部長から要点の説明を求めます。  
産業振興部特命担当部長 小田忠君。
- 小田産業振興部特命担当部長 それでは、議案第58号の要点について御説明をいたします。  
議案書をごらんいただきたいと思います。このたびの条例の一部改正は、土師ダム、のどごえ公園内に複合型遊具が設置されることに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。  
議案書1ページ下段以降、改正前を右側に、改正後を左側に記載しております。  
2ページをお開きください。別表第1、左側下段、土師ダムスポーツランド施設に複合型遊具を加えます。  
説明資料を用意しておりますので、ごらんいただきたいと思います。説明資料の1ページにつきましては、のどごえ公園内の複合型遊具の位置を示しております。斜線の部分でございます。  
2ページをごらんください。2ページにつきましては、複合型遊具の配置でございます。上部のくもの巢上に描かれておりますのが、6歳から12歳の児童に対する遊具でございます。中央にあるのがターザンロープ、下側にあるのが対象年齢3歳から6歳の幼児用の遊具の位置でございます。  
3ページにつきましては、遊具のイメージイラストでございます。上側の図の左側にあたるものが児童用の遊具でございます。下側の図の右側の遊具が幼児用の遊具でございます。以上で要点の説明を終わります。
- 塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第58号「安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 発議第5号 教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について

○塚本議長 日程第9、発議第5号「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長 児玉史則君。

○児玉文教厚生常任委員長 発議第5号「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」、提案理由の説明を行います。

本定例会会期中の文教厚生常任委員会における審査案件「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書提出に関する陳情」について、6月21日に委員会を開催し審査した結果、採択いたしました。

この陳情を踏まえ、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について国庫負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充することなどについて求める意見書を政府に対して提出するものです。何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、発議第5号「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度

の堅持を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 閉会中の継続調査の件について

○塚本議長 日程第10「閉会中の継続調査の件について」の件を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することと決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成25年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員